

学校経営のポイント

“世界都市状況報告”の環境教育での活用

若井 彌一

“毎月2回 届ける資料 テーマ多すぎ 我が悩み” “雑題”とするわけにもいかないので、上記のようなテーマを掲げることにしたが、迷った挙げ句のことである。今回は、“希望降任制度”の利用者が増加していることもぜひ取り上げてみたかったが、後日いずれかの機会にと考えたしだいである。

国連機関報告の“海面上昇被害予想”

10月22日、住環境問題を扱っている国連の機関（国連ハビタット＝UN-HABITAT）は、地球温暖化による海面上昇により、海拔の低い東京、大阪、神戸など、世界の人口上位20都市のうち、13都市が沿岸部にあり、これらの都市では、洪水対策など緊急の対策が必要であることを強調した報告書をまとめ、公表した（10月23日付け『北日本新聞』）。

明日、明後日にどうなるという内容の報告ではないので、まだ救われる気がするものの、1990～2080年に「控えめに推定して海面が12～34センチ上昇するとし、2100年までに（海面が）1メートル上昇するとの予想もある」という、きわめて深刻なものである。1メートル上昇すると、「特に大阪、神戸、上海、米ニューオーリンズ、インドのムンバイ」等が洪水に見舞われる恐れが大きく、また、港湾施設への深刻な被害が懸念される都市として、「東京、ニューヨーク、オランダのアムステルダム」があると予想している（前掲『北日本新聞』）。

さて、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年7月25日公布、法律第130号、同年10月1日施行）が制定されてから、5年が経過した（以下、「環境教育法」と略）。

同法では、「環境保全活動」「環境保全の意欲の増

進」「環境教育」について定義を行ったうえで（第2条）、環境保全、環境保全の意欲の増進、および環境教育を行っていくことについての「基本理念」を3項目にわたって明らかにしている（第3条）。

また、同法第9条では、「国、都道府県及び市町村は、国民が、その発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする」（第1項）など、学校教育等における環境教育にかかる支援等について定めている。

環境教育で“科学的認識と実践意欲”を

同法に基づき、わが国においても、環境教育への取組みが各学校で積極的に展開されるようになってきていることが知られる。環境教育では、たとえば「温暖化」という現象がなぜ発生するかについて、基礎的な理解を促す取組みが必要である。しかし、その取組みは、入口（導入）での課題であって、ゴールではない。

さらに進んで、日常生活において、どんなことに注意または留意して、実践できることはなにかについて、自覚と意欲を促す取組みが欠かせない。

「健全で恵み豊かな環境」を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会（「持続可能な社会」）を構築することは、特定少数の人々の優れた実践だけでは達成できない、多くの人々の日々の小さな積み重ねを要する国民的实践課題である。

各学校で、今回の世界都市状況報告を活用して、さらに充実した環境教育の実践に取り組みたい。

（わかい・やいち＝上越教育大学大学院教授・附属図書館長）

●好評発売中！ 9月26日発売 高階玲治【編】 定価2,520円 教育開発研究所

『小学校・中学校移行措置への対応ポイント』

■好評発売中！ 4月から実施の「指導改善研修」、免許更新制導入等へ万全の対応を！

『教員の養成・免許・採用・研修』若井彌一編著 A5判 370頁 定価3570円